

別表第 1 (第 3 条関係)

(1) 次に掲げる法律の適用を受ける事業の承継者及び承継者が同法の適用を受ける者
①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 38 年法律第 122 号）の適用を受ける事業の承継者
②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の適用を受ける事業の承継者及び承継者が同法の適用を受ける者
③政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）の適用を受ける事業の承継者
④宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）の適用を受ける事業の承継者
(2) 農林水産業及び医師業の承継者
(3) 市外に本店を有する事業者のチェーン店、支店の事業承継者
(4) 過去 5 年以内に当該奨励金の交付を受けた個人又は法人からの承継者
(5) 被承継者の 1 親等以内の親族
(6) 市町村税の滞納がある承継者